

## 全員協議会次第

令和 4 年 6 月 9 日  
全員協議会室 9 : 3 0 ~

1. 開 会 ( 9 : 3 0 )  
郡司事務局長

2. 挨拶  
小松議長

3. 協議事項  
( 1 ) 意見書の調整について

4. 報告事項  
( 1 ) 議会広報広聴常任委員会  
( 2 ) 政策検討会議

5. その他

6. 閉 会 ( 1 0 : 0 5 )  
山口副議長

令和4年6月9日(木)

全員協議会に出席を求めた者の職氏名

出席議員

議員 久保健二  
議員 吉村美津子  
議員 桃園典子  
議員 林善美  
議員 落合信夫  
議員 本名洋  
議員 細谷光弘  
議長 小松伸介

議員 鈴木淳  
議員 内藤美佐子  
議員 細田三恵  
議員 菊地浩二  
議員 増田磨美  
議員 井田和宏  
副議長 山口正史

欠席議員

なし

全員協議会に出席した事務局職員

事務局長 郡司道行

事務局記 山田亜矢子

---

◎開会の宣告

○事務局長（郡司道行君） それでは、定刻となりましたので、ただいまより全員協議会を開会いたします。  
(午前 9時30分)

---

◎開会の挨拶

○事務局長（郡司道行君） 開会に当たりまして、小松議長よりご挨拶をお願いいたします。

○議長（小松伸介君） 皆様、おはようございます。本日は定例の全員協議会ということで早朝よりお集まりをいただきまして、大変にありがとうございます。

議会のほうは一般質問が終わりまして、残すところは14日の最終日ということで、本当に皆様のおかげをもちまして順調に進んでいることを感謝申し上げます。

また、梅雨入りいたしまして、本当に気候が安定しないというか、雨が降ったりというところなのですけども、気温も朝晩は寒くて日中は暑いとか、そういった状況が続いておりますので、本当に体調を崩しやすい時期でもございます。皆様、ご自愛いただきまして、最終日まで体調管理しっかりしていただきまして臨んでいただければというふうに思います。

本日も協議事項、幾つかございます。皆様の慎重審議をお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。本日もよろしく申し上げます。

○事務局長（郡司道行君） ありがとうございます。

---

◎意見書の調整について

○事務局長（郡司道行君） それでは、協議事項に移りたいと思います。

進行につきましては、議長、よろしくをお願いいたします。

○議長（小松伸介君） それでは、早速協議事項のほうに移らせていただきます。

協議事項（1）、意見書の調整についてということで進めさせていただきたいと思います。

今定例会においては、2件のうち1件が調整ありということで、本名議員のほうから提出されている意見書案について調整を行ってまいりたいと思いますので、本名議員、よろしくをお願いいたします。

○議員（本名 洋君） 本名です。おはようございます。

今回は、同性婚の法制化へ向けた議論の促進を求める意見書ということで提案させていただきます。

かつては同性愛というものは精神疾患とされ、治療すべきもの、禁止すべきものとされてきましたけれども、その後、同性愛は精神疾患ではないことが明らかになり、それでも偏見は長い間、続きました。性的マイノリティーの皆さん、そのような中、ずっと生きづらさを抱えたまま生活せざるを得ませんでしたけれども、近年、ようやく社会的認知、理解も進んで、パートナーシップ制度などの自治体によるフォロー制度が広がってきました。三芳町においても、昨年4月1日より三芳町パートナーシップ宣誓制度がスタートしました。しかし、パートナーシップ制度では、国の法律ではないために、本来、法的な夫婦であれば認められるような様々な社会制度が同性カップルには認められないという不利益が依然として存在したままです。その不利益を解消するためには法的に同性婚が認められることが必要となりますが、国レベルでの議論はなか

なか進んでおりません。法制化へ向け議論を前に進めることを求めて提案させていただきました。

以上です。

○議長（小松伸介君） それでは、本意見書に関しまして、調整等あればご意見いただければと思います。いかがでしょうか。

山口副議長。

○議員（山口正史君） 山口です。

趣旨はすごく分かるのですが、法制化という言葉がちょっと引っかかって、つまり法改正なら分かるのですが、同性婚のための法律をつくれというふうにも取れるのですが、そこはいかがなのでしょう。

○議長（小松伸介君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） そこら辺の議論もなかなか進んでいないところですけども、実際問題としては、民法、それから戸籍法の改正になるかなというふうに思います。実際、令和元年、平成31年、第198国会で、野党が共同で民法の一部改正を求める改正案ということで、この件について案は出ているところですけども、議論としては進んでいないのが現状です。

○議長（小松伸介君） ほかに。

内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 内藤です。

同性婚については、やはり我が党としては、公明党としては推進はしなければいけないというふうに思っておりますが、やはり憲法のほうに、憲法第24条1項ですか、「婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない」という、この言葉。つまりは憲法改正がまずは必要になってくるというふうにも思います。確かに同性婚を進めていらっしゃる団体の方々も、婚姻は両性の合意のみに基づいてというところの両性が、女性同士、男性同士でもいいのだというような意見もありますけれども、民法、戸籍法を改正するのであれば、やはりその上位である憲法改正をしっかりと行ってからでないと、やはり反対派の方に違憲だというようなことが言われてくる。なかなか法改正も成立はしていかないのではないかとこのふうにも思っております。

今、憲法審査会等も開かれておりますので、もしこの意見書を成立させたいという思いがあるのであれば、やはり憲法改正、あるいは憲法審査会での議論、こういうものがきちっと入ったものでないと、簡単には賛成はちょっとできないかなという気はしております。

以上です。

○議長（小松伸介君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

そこら辺は憲法解釈の問題でもあると思うのですが、憲法第24条の部分で言いますと、憲法制定当時は同性婚というものを想定していなかったというか、そもそもこの第24条は、当時というか、それ以前、家父長制の下、婚姻が親の命令であるとか親の意見とかによって左右された。そうではなく、親ではなく、当人、当事者、本人同士での婚姻が認められるべきという、そういう意味だというふうな解釈も広く出ております。

また、第2項では、「法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して」というふうになっております。

両性というのは、当時は確かに男女なのですけれども、この両性という趣旨においては、性差にかかわらずというふうな意味にも解釈できると思います。

いずれにしても、そういった議論も必要であることは当然認めます。そういった議論をぜひ進めてほしいという趣旨であります。

以上です。

○議長（小松伸介君） 内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 内藤です。

ここでいろいろ議論しても大丈夫なのですか。

○議長（小松伸介君） はい。

○議員（内藤美佐子君） 今、提出をされようとする本名議員の話もよく分かります。そういうことをおっしゃる方はたくさんいらっしゃいますので、ただ、その後にも憲法の中にも夫婦が同等の権利を有するというような、そういう言葉もあるのです。だから、男女で憲法がつくられているのであれば、同性でも結婚ができるように、やはり憲法改正のほうを先に議論すべきというふうにも思います。

まずは、このパートナーシップ制度というのは、理解をやはり深めていくというところを先にやっていかないと、拙速に法律改正というようなことを言っても、これは反対派、賛成派で議論が真っ二つに割れて、なかなか、私たちは賛成しているのに、私たちは反対しているという、そちらで全くまとまっていかない。だからこそ、まずは理解増進から始めて、憲法審査会での同じテーブルにのせて、しっかりと話し合うというところからまず進めていくべきというふうに思いますので、別に同性婚絶対反対とかではありません。しかしながら、進め方としては、意見書としては、やはり法律改正ということではなく、議論を深める。例えば憲法改正も含めてというような、そういう言葉が必要になってくると思いますが、いかがですか。

○議長（小松伸介君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

確かに社会的な認知や理解が進んだのは事実ですけれども、まだ依然として、特に古い価値観をお持ちの、例えば高齢者の方々とか、なかなか十分理解されていないのは事実であって、かなり議論は必要だと思います。ということで、ここはタイトルも、いきなり法制化ということではなく、議論の促進を求める意見書ということにさせていただきました。

以上です。

○議長（小松伸介君） 細田議員。

○議員（細田三恵君） 細田です。

LGBT、同性婚に関しましては、今年の6月定例会のほうにも出されていらっしゃるかなと思っております。そのときに私も意見を述べさせていただいたのは変わりないですけれども、最近、女性のトイレに男性の心を持つ方が入られて議論になっているというところもあるのですけれども、そうやって進めていくと、女性のお風呂に女性の心を持っていらっしゃる方が入ってこられたときに、女性のその場所によってはすごく混乱を招くかなと思っていて、この議論はすごく慎重に重要に進めていくべきかなと思っていて、議論は、私も、するのは全然構わないと思っているのですけれども、法整備になったときのずっと先のことも、デリケートなところは考えていただきたいなと思っているので、そういう意見を言ったときに少数派の意見

がすごく批判的な意見として取り入れられる、扱われるような感じにも最近はなっていて、差別と区別というところがあるのですけれども、そういう差別と区別というところの考え方に関してはどういう考え方を持っているか、お伺いしたいと思っています。

○議長（小松伸介君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

たしか去年のは選択的夫婦別姓の意見書だったかなと思うのですけれども、確かに今、細田議員がおっしゃったような問題があると思います。ということは、当事者にとってもそれはすごい悩みであって、トイレの使い方が一番性的マイノリティーの方が困る部分でもあります。ということで、そういった議論も進んで、例えば誰でもトイレというような、そういうようなトイレも設置、名称とか、いろいろLGBTへの社会的認知が進むにつれて、そういった問題も徐々に解消されつつあるとは思いますが。そういったところの議論も今後必要であるとは思いますが、これはあくまで同性婚への法制化へ向けた議論を進めていただきたいという、そういった趣旨の意見書であります。

以上です。

○議長（小松伸介君） 細田議員。

○議員（細田三恵君） 細田です。

議論を進めることに関しては異論ないというのは変わらないのですけれども、先ほど内藤議員からもあったように、憲法第24条のところでは、婚姻は両性の合意のみに基づいて成立するというところの両性という認識の違いかなということも分かっています。なので、この意見書というところは、法整備を進めてくださいというところの意見書の意味が多いのかなと思っているのですけれども、やはり私も、それであれば憲法改正が必要なかなと思っています。なので、内容的には相反するものがすごく大きいものはあるのですけれども、この意見書としてみれば、大体大まか、法整備を進めるべきという議論は交わすけれども、法整備をしてくださいという意見ということでもいいのですよね。確認です。

○議長（小松伸介君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

確かにあくまでゴールは同性婚が法的に認められることです。ただ、そこまでの過程においては、様々議論が必要であることは十分認めるので、そういった議論を進めていただきたいという趣旨です。

以上です。

○議長（小松伸介君） ほかにございますか。

山口副議長。

○議員（山口正史君） 山口です。

トイレの問題とか、お風呂の問題とかというのは、別にここで議論すべき話ではないと思うので、ただ、やっぱり憲法24条の両性をどういうふうに解釈するか、その憲法解釈論で済ませると、国民の合意は形成されていないと思うのです。だから、やっぱりこの際、同性婚の法制化へ向けた憲法改正を含む、憲法24条とうたっても結構ですが、憲法改正を含む法改正ということをやろうべきだと私も思って、憲法はやっぱり基本ですから、そこを抜かしてしまうと、国民の意思統一というか、コンセンサスは得られてこないと思うのです。そこは、はっきりうたうべきだと思っていますが、いかがでしょう。

○議長（小松伸介君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

私の意見としては、そこは憲法の解釈の問題であるというふうに理解しています。基本的には、憲法改正には、その24条も含めて改正には反対なので、そこら辺はちょっと今のところは譲れないかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（小松伸介君） 山口副議長。

○議員（山口正史君） 山口です。

憲法改正に反対、9条改正反対は私は存じていますが、24条ということをやれば、同性婚を認めるためという条件であれば憲法改正も必要だと思うのです。そこを逃してしまって、憲法改正には反対だから憲法解釈でもって済まそうという話になると、今後、いろいろな話が出てきたときに、憲法解釈でという話になったとき、共産党さんとして賛成していかざるを得なくなる可能性があります。私は憲法改正だから、解釈論で済ませろという話になってしまうと、そういうことも起こってくると思うので、9条改正しろと私言っているわけではないのです。あくまでも同性婚を認めるため、やっぱり必要な憲法改正というのは、時代、時代であり得ると思う。それがないと、やっぱり解釈論だけで、どうにでもいいのですよと。解釈する側の自由ですという話に絶対させるべきではないと思うのですが、いかがでしょう。

○議長（小松伸介君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

憲法第24条は、繰り返しになりますけれども、大きく言って二通りの解釈。両性の合意、それは男女であるという、だから同性婚は認められないという議論と、先ほど述べさせていただいたように、これはあくまで本人同士の同意で大丈夫、結婚、婚姻が認められるのだという解釈。法曹界においてどちらの解釈が優勢なのか、そこまでは分かりませんが、私は後者のほうの解釈で考えているので、24条の改正については考えておりません。

以上です。

○議長（小松伸介君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松伸介君） ないようですので、以上で本名議員提出されている案の意見書の調整については以上とさせていただきます。

協議事項のほうは以上ですので、4の報告事項のほうに移らせていただきます。

---

#### ◎議会広報広聴常任委員会

○議長（小松伸介君） まず、(1)、議会広報広聴常任委員会からの報告を求めます。

山口委員長。

○議会広報広聴常任委員長（山口正史君） 議会広報広聴常任委員会から報告いたします。

一般質問の原稿なのですが、イラスト、写真も含めて、17日が提出日になっておりますので、厳守をお願いしたいと思います。

それが1点と、それから、今年に関しては、議会報告会、ふれあい座談会を開催するというので、委員会では決まりました。ただ、日程に関しては細かい場所も含めてなのですが、それはちょっと場所の確保とか、いつやるのが一番いいかというのは、まだ合意に至っておりませんので、これも合意し次第、皆さんに連絡していきたいと思います。

あと、もう一点、ホームページにメールアドレスをということで報告をさせていただいたのですが、まだ大体半数の方しか、そのメールアドレスの連絡が来ていないということなので、ちょっと延ばして、14日、最終日です。本定例会の最終日までに掲載を望む方はメールアドレスを議会事務局のほうに報告をお願いします。そこで提出されたメールアドレスだけをホームページのほうには掲載するということにしますので、そこも徹底、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（小松伸介君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの報告に対しまして、何かご質問等あればお受けしたいと思います。

鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） 同じ委員会で申し訳ありません。昨日の委員会では出なかったのですが、今のメールアドレスの件ですけれども、それに関して、私の理解では、載せたい人だけが伝えるということだと思ったのです。今、まだ半数しか出ていないということで、載せない方も、載せないでというのを事務局に申し出るということでしょうか。

○議長（小松伸介君） 山口委員長。

○議会広報広聴常任委員長（山口正史君） 前回の全協のときにもご報告しましたが、載せたくない方は載せないで結構です。ただ、半数しかまだ出ていないということなので、今回、14日を締め切って、載せる方は14日、載せない方は提出する必要はありませんからということでご理解いただきたいと思います。

○議長（小松伸介君） ほかにございますか。

細田議員。

○議員（細田三恵君） すみません。同じ委員会で、申し訳ないです。

今、提出とおっしゃっていたのですがけれども、アドレスをメールで送ることが提出なのか。このメールを使ってくださいと口頭で言ってもオーケーなのか。どちらでしょうか。

○議長（小松伸介君） 山口委員長。

○議会広報広聴常任委員長（山口正史君） 今の件ですが、どちらでも結構です。紙に書いて提出していただいても結構ですし、議会事務局宛てにメールを出して、このメールアドレスにしてくださいというのでも結構ですし、そのメールにメールアドレスを記載して、このメールにしてくださいというのでも結構ですし、事務局が分かるような形で連絡をお願いいたします。

以上です。

○議長（小松伸介君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松伸介君） なければ、以上で（1）の議会広報広聴常任委員会からの報告を閉じさせていただきます。



---

◎政策検討会議

○議長（小松伸介君） 続きまして、(2)、政策検討会議からの報告を求めます。

山口座長。

○副議長（山口正史君） すみません。1点報告を忘れていたので、広報広聴のほう、もう一点追加させていただきます。

第1回目のモニター会議を開催いたしました。それで、応募していただいた6名の方に委嘱状を議長のほうから手渡していただいて、それで早速1回目を開催しました。いろいろご意見がやっぱり出てきましたが、実際に委員会だけで進められるものも、ご要望に応えるためにいろいろ検討を加えることもできるものもあるし、それからまた、場合によっては全議員の方の了解をいただかなければいけないものもあるし、また予算に関わることになると、ちょっと今年度に関しては無理かなというものもありますので、その辺を委員会で慎重に検討しながら、モニターさんの意見を反映していきたいと思います。

以上です。この件に関して。

○議長（小松伸介君） 今の件に関して、何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松伸介君） では、続けてお願いいたします。

○副議長（山口正史君） それでは、政策検討会議のほうからご報告させていただきます。

先月に債務負担行為の説明を担当課からいただきました。それで、今回、追加議案としてそれが上がってきております。それはそれとして、政策検討会議のほうで最終的な政策提言、藤久保の地域拠点施設に関する事業に関する提案をしていきたいと思いますので、それはもう既に委員の方から各会派の方にお伝えいただいていると思うのですが、提出期限が6月24日になります。それで、提出していただいたものを27日に政策検討会議を開きまして、一点一点、全部その会議のほうにかけさせていただきます。それを最終的にまとめて、委員長、副委員長のほうでまとめて、最終的な提案にまとめるという方向を取っていきたく思いますので、24日という締切りなので、ちょっと内容的には結構濃いものになると思うのですが、皆さんでご検討いただきたいと思います。

以上です。

○議長（小松伸介君） ありがとうございます。

ただいまの報告に対しまして、何かご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松伸介君） ないようですので、以上で(2)の政策検討会議からの報告を閉じさせていただきます。

---

◎その他

○議長（小松伸介君） 5番のその他に移ります。

皆様から何かございますでしょうか。

久保議員。

○議員（久保健二君） 久保です。

すみません。1点だけちょっと確認させていただきたいのですが、前回の全員協議会でも同じように確認はさせていただいたのですけれども、その後、所管事務調査なのですけれども、厚生の旅費を総務のほうに回していただく、いただかないという話があったのですが、その後の委員会の中でどのような形になったのかだけ、教えていただければと思います。

○議長（小松伸介君） 細田委員長、お願いいたします。

○厚生文教常任委員長（細田三恵君） 細田です。

前回の厚生常任委員会のほうで、委員の方にお伝えして、今後、宿泊を伴う視察は行わないということを皆さんに了解いただきましたので、ご報告させていただきます。

○議長（小松伸介君） 久保議員。

○議員（久保健二君） であれば、総務常任委員会のほうが7月の末に所管事務調査を予定しているのですけれども、そこは局長と次長のほうが随行していただける。2人随行していただけるということで大丈夫なのでしょうか。事務局のほうがいいのかな。

○議長（小松伸介君） 暫時休憩いたします。

（午前 9時57分）

---

○議長（小松伸介君） 再開いたします。

（午前10時02分）

---

○議長（小松伸介君） 随行の件に関しては、この後、総務常任委員会のほうでお話をさせていただきまして、議長のほうからまた報告というか、事務局のほうに依頼をかけさせていただきたいというふうに思います。

ただいまの件に関しまして何かございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

○議長（小松伸介君） では、そのような形で進めさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

そのほかに、その他、皆様からございますか。

〔発言する者なし〕

○議長（小松伸介君） 私のほうから、1点、モアノートのほうに掲載させていただいております④の資料請求回答ということで、パブリックコメントに関する実施予定の一覧、昨年、パブコメがどのようなものがあるのか知りたいというようなお話がありまして、今回もちょっと請求をさせていただいたところ、この2件が回答としてありました。今後、令和4年12月、また令和5年1月にそれぞれ環境課と自治安心課からこういったパブコメをやる予定だということなので、説明が欲しいということであれば要請していきたく思いますので、またご意見をいただければというふうに思いますので、よろしくをお願いいたします。

恐らく正副議長と町長との打合せの中でもお話は出てくると思うのですけれども、また全員協議会での説明等が行われる場合、そうでない場合もありますので、もしこれだけは聞きたいということであれば、また言うていただければというふうに思います。

この件に関しまして何かございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

○議長（小松伸介君） では、このような形でご認識いただければというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

それから、先ほど協議事項の（１）の意見書の調整のところなのですけれども、今回、本名議員から提出されたものが調整ありということで来ておりますけれども、調整なしというものが１つございまして、吉村議員からの提出予定がありますので、それをご認識いただければというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

その他、事務局のほうから。

○事務局長（郡司道行君） 事務局のほうからご連絡なのですが、先月もちよっとお話しさせていただいた議員互助会費の関係で、来週の15日水曜日から1週間、22日水曜日までの間に、年間2万4,000円になりますが、事務局のほうにご持参していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（小松伸介君） ありがとうございます。

先月の全員協議会でもお話があったとおり22日までということで、皆様よろしくお願いいたします。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（小松伸介君） ないようでしたら、以上で全員協議会を閉会とさせていただきます。

事務局にお返しいたします。

○事務局長（郡司道行君） 大変お疲れさまでした。

閉会につきまして、山口副議長、よろしくお願いいたします。

○副議長（山口正史君） 本日は早朝より大変ありがとうございました。

気候がちょっと安定しなくて、今日もこれから何か暑くなるとかという話もありますが、昨日は5月並みの気温で、その前は4月並みという、気温差が非常に大きくなっております。

残すところ、本定例会も最終日14日を残すのみになっておりますので、14日、非常に重要な案件もございまして、体のほう十分ご留意いただいて、最終日に臨んでいただきたいと思います。

本日は大変お疲れさまでした。

（午前10時05分）